

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社犬井
(法人番号6130001010013)
業者の住所：京都府京都市南区久世大藪町496-9
- 2 指名停止措置期間：令和2年 9月17日から
令和2年12月16日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：株式会社犬井は、航空自衛隊幹部候補生学校発注の「倉庫外壁等補修工事」の入札において、落札決定後に契約を辞退し、国の業務執行を停滞させた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第15号「抜粋」

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>1月以上9月以内</u>